

一般廃棄物搬入許可申請書

御坊広域行政事務組合 管理者 様

一般廃棄物の処理を申請します。廃棄物の搬入にあつては下記搬入条件を遵守し、申請内容と異なる搬入があつた場合は、今後搬入できないことを了承します。

ボールペン等で太線内を記入してください。

		搬入日	令和	年	月	日
1	申請者 (運転手)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) 上記住所地の場合は○を付けてください。			
		フリガナ				
		氏 名	事業系は事業者名及び運転手氏名を記入してください。			
		電話番号	()			
		車両番号				
<input type="checkbox"/> 運転免許証 ※運転免許証を確認できない場合は搬入をお断りします。						
2	ごみの発生場所 (ごみの発生場所が上記と異なる場合は記入してください。)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) 上記住所地に○を付けてください。			
		フリガナ	(申請者との続柄)			
		氏 名				
		連絡先TEL				
3	当日の搬入回数	<input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 複数回(回)				
4	ごみの内訳	該当するものに○を付けてください。(複数の場合、量が多い種類) 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ プラスチックごみ 可燃大型ごみ 木材ごみ 不燃大型ごみ				

備 考

清掃センター 処理欄	一般個人	事業系

ごみ処理手数料

- 1) 一般個人(最大積載量1.5t未満の車両に限る) 10kgにつき 33円(税込)
- 2) 事業系 10kgにつき110円(税込)

搬入条件

- ・足元に釘等危険なものが落ちている場合があるので、ごみの搬入に適した服装、靴等各自の責で来場すること。
- ・ごみの荷降ろしは各自の責で行うこと。
- ・事業系(農業・漁業含む)プラスチックは産業廃棄物のため、法律に従い排出者自ら処理すること。

以下の事項を必ず守ってください。

① 受付時間

平日(月～金)	午前 8:00～11:45 午後 12:45～16:00 11:45～12:45は受付を行いません。
日曜日(月に一度)	午前 8:00～11:30 月に一度、一般個人(最大積載量1.5t未満の車両に限る)の日曜受付を行います。 奇数月は第3日曜日、偶数月は第4日曜日です。

② 申請者の確認のため、運転免許証を持参して下さい。確認できない場合は、搬入をお断りします。

③ 御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町以外のごみの搬入はできません。

④ 清掃センターで処理できないものは、処理困難物として搬入をお断りします。

処理困難物(主なもの)		
一般個人・事業系共通		事業系のみ
油(植物性以外)	焼却灰	量(ポリスチレンフォーム使用)
網(漁網)	タイヤ	自動車部品
石膏ボード・サイディング材	断熱材	塩ビ配管
FRP製品	動物の死体	廃プラスチック類
仮設トイレ	土砂・コンクリート	発泡スチロール
家電リサイクル品(5品目)	トタン(FRP入り)	建築廃材
テレビ・洗濯機・クーラー(室内・室外機)	農ビ・マルチ(農業用)	コンパネ
冷蔵庫・衣類乾燥機	農薬(ピクリン)の缶	太陽光パネル
パソコン(PCマークあり)	バイク(排気量50cc超)	
瓦	バッテリー	
自動販売機	プロパンボンベ	